

Title	〔労働法・経済法 九〇〕 組合掲示板使用妨害禁止の仮処分と被保全権利 (静岡地裁昭和四七年四月二七日決定)
Sub Title	
Author	宮本, 安美(Miyamoto, Yasumi) 社会法研究会(Shakaihō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.5 (1973. 5) ,p.96- 100
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730515-0096">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730515-0096</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 〔労働法・経済法 九〇〕 組合掲示板使用妨害禁止の仮処分と被保全権利

〔全通静岡郵便局事件  
静岡地裁昭和四七年四月二七日決定  
労働法律旬報八一九号〕

〔事実〕申請人全通労働組合は、郵政労働者をもつて組織する労働組合であり、申請人全通静岡支部は、右全通組合員のうち、静岡郵便局など静岡市内にある郵便局に勤務する者をもつて組織する右全通の下部機関たる労働組合である。さて、昭和二九年春ごろ、静岡郵便局長は同局庁舎内左側に掲示板を設置し、申請人支部はこれを同局長の許可をえて、組合掲示板として使用してきた（なお、かかる掲示板は、郵政省の各事業場に設置されている模様である）。ところ

で、郵政省は昭和四一年三月一〇日庁舎管理者に対し、申請人全通傘下各支部が使用している組合掲示板に掲示する文書の内容が、「法令違反にわたるもの」「政治目的を有するもの」などの場合にはこれを許してはならないという趣旨の庁舎管理規程の運用通達を發し、以來、庁舎管理者らによつて掲示物の内容がこれにあたりと判定された場合には、撤去保管されてきた。そして昭和四七年四月一八日ごろから、数回にわたつて申請人支部が「四月二〇日以降、私たちは反覆ストライキを独創的に積み重ね、四月末決戦段階では、史上最

大の四十八時間ストライキによる交通、公労協のセネストによつて、要求貫徹まで闘い抜くことを宣言する。」という内容をふくむ文書を右掲示板に掲示したところ、その都度、静岡郵便局管理者らによつて撤去された。

これに対して申請人は、右文書は、申請人全通が各支部に伝達し、組合掲示板に掲示して組合員に周知するよう指示したものであるから、当局側がその内容に法令違反があると一方的に判定して撤去をせまり、さらにこれを実力で撤去することは、組合の団結権を侵害する違法な行為であること、申請人らは、本件掲示板につき、これを借り受け使用する権利を有し、かつこれを占有する権利を有するから、本件文書の撤去行為を差し止めるなど、本件文書掲示の妨害を排除する権利があるとして本件仮処分命令を求めた。

## 〔判旨〕

一 「本件掲示板を含む郵便局庁舎は、国の郵政事業の用に供するものとして国有財産法三条にいう行政財産（企業用財産）に属する

ものと解すべきところ、同法一八条は行政財産の処分および私権の設定を原則として禁止し、その用途又は目的を妨げない限度でその使用又は収益を許可することができるものとされており、郵政省庁舎管理規程（昭和四〇年一月二〇日公達第七六号）は、これを受けて

郵便局庁舎の管理者（郵便局長）は、庁舎の秩序維持等に支障がないと認めるかぎり必要な条件をつけ又は関係者の遵守事項を指示して、庁舎の一部をその目的外に使用することを許可することができるものとし、右条件又は指示に反する者に対し、違反事項の是正を命じ又は右許可を取り消すことができるものとしており、右規定の運用通達（昭和四〇年三月一〇日）郵官秘第二二六二号は、その取扱基準を示し、庁舎管理者は、組合等恒例的に掲示しようとする者に対しては、掲示申出ごとの許可に代えてあらかじめ一括して許可できないものとし、その場合掲示物の内容が『法令違反にわたるもの』など庁舎秩序維持に支障ある物の掲示をさせないこととし、これに違反したときは、撤去命令を発し、これに従わない場合には庁舎管理者において自ら撤去することができるものとしている。そして、申請人支部は、昭和四二年六月一六日付で掲示許可を申請し、そのころ静岡郵便局長から、本件掲示板について前記取扱基準に示す条件を付して掲示の一括許可をえた。

「そうすると、本件掲示板は、行政財産として静岡郵便局長の管理するものであり、右許可条件に反しないかぎりにおいて、申請人支部において掲示物を掲示することが許されているだけであつて、一括的に掲示の許可が与えられている関係で申請人らにあたかも本

件掲示板を使用する権利が与えられ、かつこれを継続して占有しているようにみえるけれども、それは単なる事実状態に過ぎないものというべきであり、いわゆる占有権ないしは使用貸借上の権利ではないと解すべきである。」

二 本件掲示板の掲示許可の条件として、その内容が法令に違反するものの掲示を禁止しているが、本件文書の内容（事実の項参照）は、『明らかに公労法一七条によつて禁止されている同盟罷業をくわだてないしおそれるものであるから、法令に違反するとの許可条件に反するものというべく、本件文書は本件掲示板に掲示することの許されないものと解される。申請人らに対し、本件文書の撤去命令が発せられたのにこれに応じなかつたことは、申請人らの自陳するところであるから、前示静岡郵便局管理者が、本件文書を撤去したことをもつて、申請人らに対する違法な侵害行為があつたものということはできない。』

三 「また右と同じ理由からして本件文書の掲示を許されないことが組合の団結権を侵害するものとはいえない。」

四 「そのほか被保全権利を認めるに足りる疎明もなく、かつ疎明に代わる保証をたてさせて仮処分命令を発する場合にも当たらないので、本件申請は理由がないものとして却下を免れ」ない。

#### 〔評釈〕

この決定で問題となる点は二つある。第一は、組合掲示板の利用関係を「単なる事実状態に過ぎない」としている点である。第二は、(1)掲示文書の内容が公労法一七条の禁止に違反するとしている

点、および、(2)その撤去命令に申請人組合が応じなかつたことに對し、当局が自ら撤去したことを違法でないとしている点である。

一 本決定は、揭示板を含む郵便局庁舎は、国有財産法三条にいう行政財産（企業用財産）であり、「同法一八条は行政財産の処分および私権の設定を原則として禁止し、その用途又は目的を妨げない限度でその使用又は収益を許可することができるもの」としている。これは、行政財産であつても、その公の目的を妨げない限度においては、私人をしてそれを使用または収益させることを認めうる趣旨であり、官公庁、停車場等の構内における売店、食堂の設置、電車内の広告等の掲載等に、その典型的な例をみる<sup>(1)</sup>ことができる。

ところで、全通のごとき労働組合による揭示板の使用関係もこれと同様に考えることができる。この点を明確に指摘するのは名古屋地方裁判所昭和四十七年八月三〇日決定である。同決定によれば「現業国家公務員の業務の性質、内容および労働関係についての実定法の規定からして、国と現業国家公務員の組織する労働組合との間の労使関係は、基本的には公共企業体におけるそれと異なるところがないと考えられる」のであり、そのことから、「行政財産たる揭示板使用の法律関係は、特別事情なき限り、私法関係であると解するのが相当である」。

そこで、本件の場合、組合揭示板について申請人が主張するように、「揭示板を借り受け使用する権利」や「これを占有する権利」が設定されていたとするならば、組合は、それらを被保全権利として民事訴訟法上、利用妨害禁止の仮処分を求めうる可能性がある

といえる。ところが、本決定は、郵政庁舎管理規程およびその運用通達の定める「許可条件に反しないかぎりにおいて、申請人支部において揭示板を掲示することが許されているだけであつて」、「それは事実状態に過ぎ」ず、「いわゆる占有権ないし使用貸借上の権利ではない」としている<sup>(3)</sup>。このように、本決定は、揭示板の使用関係を「事実状態」に過ぎないとしているが、なぜそうなのか、理由づけは必ずしも十分ではないように思われる。この点に關し、「闘争宣言」などの文書を、組合揭示板から当局が実力で撤去した行為に對し、「全通各支部は、その事業場内に専用の労働組合揭示板を設置することに對して、郵政省当局にその旨申入れ、当局の承諾を得ており」したがつて「使用の権利を有し」ていたとして、揭示板の利用妨害排除の仮処分を求めたところ、これを容認した決定もあることに注意する必要があるであらう。さらに、かりに、申請人組合は揭示板に對し使用貸借上の権利をもたないとしても、事実上の関係として、許可をえて組合が揭示板を現実に支配していれば、そこに組合の揭示板に對する占有権が生ずることはないかが問題となるが、この点につき、「当局の許可を得て平穩かつ公然に右揭示板を占有」していたとして、利用妨害排除の仮処分を求めたところ、これを容認した決定がある<sup>(5)</sup>。

しかし、たとえこれらの権利が認められないとしても、当局による文書の撤去（要求）は、団結権との関係で問題があるであらう。もともと組合揭示板に貼付される文書の内容については、使用者は介入しえないのが原則である。もとより、組合揭示板もその事業所

内における治外法権的地位を占めるのではなく、使用者の施設管理権の下におかれることはいうまでもないが、その管理権は団結組合との関係において制約をうけるのであり、掲示板の使用は、労働組合の目的に反しないかぎり、組合自治にゆだねられると考えられるからである。この理は、掲示板が行政財産である場合でも、その目的又は用途に抵触しないかぎり、とくに修正を必要としないのではなからうか。そうだとすれば、本件管理規程等に定める「許可条件」等も、右の趣旨に反するかぎりでその効力を否定され、その運用も右の趣旨にそくしてなされるべきである。かくして組合掲示板の使用関係は、「単なる事実状態に過ぎない」とはいえないことになるであらう。

二 右の点とも関連し、本件文書の内容は、「明らかに公労法一七条によつて禁止されている同盟罷業をくわだてないしあおるものであるから、法令に違反するとの許可条件に反するもの」としているが、本件のごとき内容の文書を撤去（要求）しうるかは問題である。すなわち、水野助教授が指摘されるように、「本件文書の揭示行為は、いわば交連・公労協の共闘組織という上部機関において採択されたスト宣言の伝達周知行動であり、スト行為の態様というよりは組合活動の類型に属する性格のものであり、かつその内容も闘争貫徹の決意の表明の域を出ないもの」ともみられるからである。<sup>6)</sup>もしこれが肯定されるとすると、本件文書の内容は公労法一七条に違反せず、したがつて運用通達の許可条件に違反しないことになるから、団結組合との関係を論ずるまでもなく、当局は撤去（要求）をす

ることができないといえよう。

さらに、かりに本件文書の内容が公労法一七条の禁止にふれるとしても、そのことから直ちに右文書の撤去（要求）が正当と認められるかについては問題がある。この点に關し、新潟地方裁判所昭和三八年一月二七日判決は、国鉄の電務区長が、国労役員に対し暴力を加えた事実を告げる文書を当局が組合掲示板から撤去した事案について、「その掲示により庁舎内の安全に対し、明白かつさし迫つた危険が生ずるのを防止するなど純粹の管理権行使以外は、単に管理者側の意向に反するという理由のみで、組合揭示物を撤去する行為は勿論許されない」としている。いま、この判決によつて本件をみると、その文書の内容は「明白かつさし迫つた危険が生ずる」ものとはいえないように思われる。ただ、この判決は、同時に「右ビラの掲示が業務の運営上支障を来たす等の理由がある場合には、一応組合側に対して理由を付してまずその撤去を求める等の処置を講ずべきである」と説いていること、および、本件のように文書揭示についての「許可条件」が定められていなかった事案を判断の対象としていることから、本件のごとき文書の場合、撤去要求、およびその後における自力撤去を全く否定しているかについては、消極に解される余地もあるのではないであらうか。もつとも、全く別の観点から、公労法一七条違反ということから導かれる効果は、同法一八条に定める解雇に限定され（ただし、本件程度の行為に対して解雇を行なうことが妥当かは別問題である）、それ以外の効果、従つて文書の撤去（要求）は導きえないと解するときは、<sup>8)</sup>その余地も否定される

ことになるであらう。

- (1) いずれも私法上の賃貸借・使用関係であることにつき、原電之助・公物營造物法（法律学全集二三卷）九六頁参照。
- (2) 労働経済判例速報七九九号。
- (3) 前掲名古屋地方裁判所決定も同旨。
- (4) 東京地方裁判所八王子支部決定昭和四六年二月一〇日（労働法律旬報八〇二号）。
- (5) 東京地方裁判所決定昭和四六年五月一八日（労働法律旬報八〇二号）。
- (6) 水野勝「組合揭示板の利用妨害排除の仮処分と被保全権利」労働法律旬報八一九号五九頁。
- (7) 別冊労働法律旬報五一五号。なお本多淳亮・業務命令・施設管理権と組合活動二二頁―二三頁参照。
- (8) 水野・前掲六〇頁参照。

宮本安美